

昭和四十二年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
翌日とする)

公安委員会告示

目次
◆公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の
一部改正

鳥取県公安委員会告示第十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年三月十五日から施行する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

3の項中

一般国道一八〇号線 岡山
松江線西伯郡岸本町大字
吉定四〇五の一番地地先
から同地内七九〇番地地
先までの間

四〇〇メートル

三〇キロメートル

を

一般国道一八〇号線 西伯
郡岸本町吉定七九〇番地
地先から同町吉定字岡本
三八二番の五地先までの
間

五五〇メートル

高速車・中速車
四〇キロメートル

一般国道一八〇号線 日野
郡江府町大字小江尾一七
番地地先から同町大字江
尾一七三九の一番地地先
までの間

八〇〇メートル

三〇キロメートル

一般国道一八〇号線 西伯
郡岸本町大字大殿九七番
地地先から同地内一〇九
三番地地先までの間

五〇〇メートル

三〇キロメートル

一般国道一八〇号線 日野
郡江府町大字江尾二、〇
一〇番地の三地先から同
地内二、〇二九番地地先
までの間

七〇〇メートル

三〇キロメートル

一般国道一八〇号線 西伯
郡岸本町大殿九七番地地
先から同地内一、〇九五
番地地先までの間

五五〇メートル

高速車・中速車
四〇キロメートル

に

を

に

<p>一般国道五十三号線 鳥取市叶茶屋四九四番地の一、同四九六番の一合併地地先から同地内三四二番地地先までの間</p>	<p>六五〇メートル</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>一般国道五三号線 鳥取市叶四九四番の一地先から同市吉成字打明七二四番の三地先までの間</p>	<p>一、五〇〇 メートル</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>
<p>県道三朝高原線 東伯郡三朝町大字三朝字椋谷一、〇一五番の一地从り同町大字三朝字森崎七七四番の一地先までの間</p>	<p>一、七〇〇 メートル</p>	<p>高速車 五〇キロメートル 三朝町大字三朝字椋谷一、〇一五番の四方面から同町大字三朝字森崎七七四番の一地先方向に向う場合を除く。</p>
<p>県道三朝高原線 東伯郡三朝町大字三朝字椋谷一、〇一五番の一地从り同町大字三朝字森崎七七四番の一地先までの間</p>	<p>一、七〇〇 メートル</p>	<p>高速車 五〇キロメートル 三朝町大字三朝字椋谷一、〇一五番の四方面から同町大字三朝字森崎七七四番の一地先方向に向う場合を除く。</p>

を に を

<p>一般国道一七九号線 東伯郡三朝町大字木地山字塚の本八七七番の一地从り同町大字木地山字蘭東原一四四番の二地先までの間</p>	<p>一、七〇〇 メートル</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>
<p>一般国道一七九号線 東伯郡三朝町大字木地山字下古屋三九番地先から同町大字加谷字滝の尻二三番地先までの間</p>	<p>六〇〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>一般国道一七九号線 東伯郡三朝町大字加谷字前河原六一八番の四地先から同町大字加谷字小俣木七二五番の一地先までの間</p>	<p>六〇〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>一般国道一七九号線 東伯郡三朝町大字大鴨字錫台四九四番の一地先から同町大字大鴨字葉広一六五番の一地先までの間</p>	<p>六〇〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>県道倉吉由良線 倉吉市和田一五九番地地先から同市不入岡八一四番地地先までの間</p>	<p>七〇〇メートル</p>	<p>右 同</p>

に改める。

県道倉吉由良線 倉吉市穴 沢一三五番地地先から同 地内四四番地地先までの 間	七〇〇メートル	右 同
---	---------	--------

5の項中

八頭郡智頭町大字智頭五〇七番地地先		
鳥取市二階町三丁目二三番地地先		
鳥取市二階町四丁目三九番地地先		
鳥取市二階町四丁目三一番地地先		
鳥取市藪片原町官有無番地先	若桜橋北詰東側	
鳥取市藪片原町一九番地の三地先	〃 〃 西側	
鳥取市茶町二三番地地先	鑄物師町橋東詰北側	
鳥取市茶町官有無番地先	〃 〃 南側	
鳥取市湯所町一丁目二二五番地地先		
鳥取市湯所町一丁目四〇一番地地先		
鳥取市西品治八三四番地の五地先		

を

鳥取市相生町二丁目四二一番地地先		
鳥取市材木町一五三番地地先		
鳥取市湖山町一、二四一番地地先		
鳥取市湖山町一、三九七番の一地先		
鳥取市寺町四二番地先	新橋北詰西側	
鳥取市寺町無番地地先	〃 〃 東側	
鳥取市吉方三〇八番地地先		
鳥取市吉方町一丁目一八七番地地先		
鳥取市吉方町一丁目二〇一番地地先		
鳥取市御弓町三六番地地先		
米子市二本木一、〇五八番地地先		
米子市二本木九四五番地地先		
西伯郡日吉津村大字日吉津四〇一番地地先		
西伯郡日吉津村大字日吉津八九五番地地先		
境港市上道町一、九〇三番地の一地先		
境港市上道町一、八八三番の一地先		

に改める。

境港市明治町九〇番地地先		
日野郡溝口町溝口七〇一番地地先		
日野郡江府町大字武庫字今市四五二番地の二地先		

6の項中

県道米子港後藤停車場線 米子市角盤町四丁目三八番地地先から同市同町四丁目二三番地地先までの間(ただし、米子信用金庫西支店側のみ)	一〇〇メートル	"	"
--	---------	---	---

県道米子港後藤停車場線 米子市立町三丁目九〇番地地先から同市角盤町四丁目四三番地地先までの間	四〇〇メートル	"	"
--	---------	---	---

市道加茂川筋線 米子市東倉吉町八一番地地先から同市紺屋町一一九番地地先までの間(ただし、加茂川筋のみ。)	一九〇メートル	"	"
--	---------	---	---

市道加茂川筋線 米子市東倉吉			
----------------	--	--	--

を に を

町八一番地地先から同市法勝寺町一一四番地地先までの間	四〇〇メートル	"	"
----------------------------	---------	---	---

市道電話局前通り線 米子市角盤町一丁目七二番地の二地先から同市同町一丁目七八番地の三地先までの間(ただし、米子電報電話局側のみ。)	三七〇メートル	"	終日
---	---------	---	----

市道電報電話局前通り線 米子市角盤町一丁目七二番地の二地先から同市同町一丁目六〇番地の一地先までの間	一〇〇メートル	"	終日
--	---------	---	----

市道電報電話局前通り線 米子市角盤町二丁目六〇番地の一地先から同市同町一丁目七八番地の三地先までの間(ただし、米子電報電話局側のみ。)	二六〇メートル	"	"
---	---------	---	---

市道角盤町中央線 米子市角盤町二丁目六一番地地先から同市同町四丁目三八番地地先までの間	六四〇メートル	"	"
---	---------	---	---

を に を に

県道米子境線 米子市大篠津町 九七三番地地先から境港市佐斐 間	市道角盤中央線 米子市角盤 町二丁目六一番地地先から同市 同町四丁目三八番地地先までの 間	市道角盤五号線、市道尾高町 通り線 米子市角盤町三丁目一 六三番地の一地先から同市尾高 町一六番地地先までの間	市道末広通り線 米子市末広町 一四番地地先から同市茶町三七 番地地先までの間	市道電通裏二号線 米子市角盤 町一丁目三〇番地地先から同市 横町一丁目六〇番地地先までの 間	県道米子境線 米子市大篠津町 九七三番地地先から境港市佐斐 間
	六四〇 メートル	五三〇 メートル	三二〇 メートル	一〇〇 メートル	一〇、三五 メートル
	"	車両(二輪の自動 車、原動 機付自転 車及び軽 車両を除く)	"	"	車両(二輪の自動 車、原動 機付自転 車を除く)
	"	一七時 から 一七時 まで	一七時 から 一七時 まで 及び 一六時 から 一七時 まで	一七時 から 一七時 まで	"

に

神町一、二五一番地地先までの 間	一般国道一八〇号線、一般国道 一八三号線 日野郡日野町根雨 一四〇番地地先から同地内六三 五番地地先までの間	一般国道一八〇号線、一般国道 一八三号線 日野郡日野町根雨 一四〇番地地先から同地内六三 五番地地先までの間	一般国道一八〇号線 日野郡日 野町根雨九〇六番地の二地先か ら同地内六三九番地地先までの 間	六三三番地地先 "	六三三番地地先 "	岩美郡岩美町大字池谷三三番地先 "	大字黒谷字竹ヶ鼻一八番地 先"
	六九七 メートル	六九七 メートル	五五〇 メートル				
	車両(二輪の自動 車、原動 機付自転 車及び軽 車両を除く)	車両(二輪の自動 車、原動 機付自転 車及び軽 車両を除く)	"	"	"	"	"
	一七時 から 一七時 まで	一七時 から 一七時 まで	"	"	"	"	"

に

を

に改める。

を

番地先 " " 字家の廻六七九	番地先 " " 九六九	番地先 " " 字八人口九七〇	三番の一地主 " " 字大淵一、〇一	四二番地先 " " 字栗祖谷一、〇	三番地先 " " 一、一八	五番の一地主 " " 字打札一、二〇	三九番の四地主 " " 一、二	東伯郡三朝町大字山田字水成ル八八七番の二地主先 " " 一、二〇	東伯郡三朝町大字山田字水成ル八八七番の一地主先 " " 一、二〇	東伯郡三朝町大字山田字水成ル八八七番の一地主先 " " 九〇九	番地先 " " 九〇九	気高郡気高町大字日光四三四番地地先 " " 九〇九	気高郡気高町大字日光四三四番地地先 " " 九〇九	気高郡気高町大字日光四三四番地地先 " " 九〇九
--------------------	----------------	--------------------	-----------------------	----------------------	------------------	-----------------------	--------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	----------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

を に を

番地先 " " 字薬師前八七八番の二地主先	倉吉市上神字平畑六一〇番の六地主先 " " 二二	九番地先 " " 二二	東伯郡三朝町大字曹源寺字岩佐河原三二八番地先 " " 二二	一番の三地主 " " 一、〇六	六七番地先 " " 字向喜津渡一、〇	〇番地先 " " 一、一九	東伯郡三朝町大字穴鴨字机ヶ原一、二四〇番の二地主先 " " 一、一九	東伯郡三朝町大字穴鴨字机ヶ原一、二四〇番の二地主先 " " 一、一九	東伯郡三朝町大字加谷字滝の向一〇番地先 " " 五九〇番	の二地主先 " " 五九〇番	東伯郡三朝町大字加谷字滝の向一〇番地先 " " 五九〇番	番の二地主先 " " 五九〇番	番の一地主先 " " 五九〇番	番の一地主先 " " 五九〇番	番の一地主先 " " 五九〇番	番の一地主先 " " 五九〇番
--------------------------	-----------------------------	----------------	----------------------------------	--------------------	-----------------------	------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	-------------------	---------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

に改める。

8の項中

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一、九四二番地先	八地先 七一一番地の三	岩美郡岩美町大字浦富六四五番地の 一―地先	東郷町大字松崎六一九番地地先	東郷町大字松崎六一九番地地先	明治町五三番地地地先	五九の一番地地先	明治町四五番地地先下字路	明治町四五番地地先	一、五八九番地地先
一	一	一	一	一	一	一	三	一	一
									扶桑銀行境支店前

を 及び 及び 及び 及び 及び 及び 及び 及び 及び

日野郡溝口町溝口八四七番地地先	" 上道町一、九〇三番地の一地先	境港市外江町八七七番地の一地先	" 西伯町大字福成二、二九〇番地地先	西伯郡日吉津村大字日吉津八七二番地地先	" 西町六番地地先	" 両三柳三、二七二番地地先	米子市西福原九八〇番地地先	" 東伯町大字鋤一五五番地地先	" 北条町大字下神一〇四番地地先	" 羽合町大字長瀬字船津四七番の二地先	東伯郡泊村大字泊字二の種四七番の二地先	倉吉市清谷六七六番地地先	" 湖山町二、八二九番の四地先	鳥取市田島六〇八番地の一地先
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

に改める。

府江町大字小江尾三七番地の 一 地先	一
日南町多里二二二番地地先	一

9の項中

県道大山御机線 西伯郡大山町大字 御机奥九五番地地先	五六〇メートル
-------------------------------	---------

を

県道大山御机線 西伯郡大山町大字 御机奥九五番地地先	五六〇メートル
一般国道九号線 気高郡青谷町大字井 手字竹下谷三七九番の一 地先から同町 大字長和瀬字宮島九二〇番の一 地先ま での間	一、〇八〇メートル

に改める。

10の項を削り、11を10とし以下順次一ずつ繰り上げる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】